

**(仮称) 青森沖洋上風力発電事業環境影響評価方法書
に対する環境の保全の見地からの意見**

- 1 調査、予測及び評価の手法（建設機械の稼働/施設の稼働による騒音）について、「建設機械の稼働」と「施設の稼働」に係る内容が混在しており、それについての調査、予測及び評価の手法が不明確なことから、これを適切に整理すること。
- 2 渡り鳥の調査について、ガン類・ハクチョウ類の大規模な夜間の渡りは短期間に行われるとともに、融雪状況に影響を受けることから、これらの状況を把握した上で、適切な調査時期及び期間を設定すること。
- 3 対象事業実施区域周辺は、ジュウサンウグイ、ニホンイトヨなど青森県レッドデータブック（2020年版）記載種の生息地で、生物多様性の観点から重要度の高い地域及びIBA鳥類重要生息地となっており、地形改変及び施設の存在により、これらの生息に影響を及ぼすおそれがあることから、専門家から意見聴取した上で十分な現地調査を行い、影響を回避又は極力低減するよう風力発電設備の配置や規模等を検討すること。
- 4 田光沼鳥獣保護区、平滝沼鳥獣保護区は、オオセッカ、チュウヒ、オオジシギなど青森県レッドデータブック（2020年版）記載種の生息地であるほか、屏風山鳥獣保護区、湯舟鳥獣保護区は、森林性鳥獣保護区であり、事業の実施に伴い、これら鳥類に影響を及ぼすおそれがあることから、専門家から意見聴取した上で、飛翔ルート等について十分な現地調査を行い、影響を回避又は極力低減するよう風力発電設備の配置や規模等を検討すること。
- 5 潮間帯生物の調査地点について、七里長浜の砂地を設定しているが、砂浜と岩礁は生物相が異なるため、調査地点に岩礁を追加すること。
- 6 藻場について、水の濁りの予測結果から藻場への影響が考えられる場合や、藻場に近接して風力発電設備を設置することによる流向・流速の変化が藻場に影響を及ぼすおそれがある場合は、適切に予測及び評価を行うこと。
- 7 計画されている風力発電設備は規模が大きく、ふるさと眺望点を含む多くの眺望点からの景観への重大な影響が懸念されるため、十分な現地調査により眺望点からの景観の特性等を把握した上でフォトモンタージュを作成し、垂直見込角、主要な眺望方向及び水平視野等を考慮した客観的な予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、景観への影響を回避又は極力低減するため、風力発電設備の配置や規模等を検討し、主要な眺望点から最大限離隔をとる等の措置を講ずること。

- 8 騒音、水の濁り、景観及び廃棄物等の評価の手法について、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合性の検討にあたり、「第6次青森県環境計画」における環境配慮指針との整合性についても評価すること。
- 9 累積的な環境影響について、対象事業実施区域周辺における他事業の情報収集を行い、予測及び評価の結果を環境影響評価準備書に反映するよう努めること。